政令第百九十一号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）の施行に関すること。

附　則

この政令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

建設業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十二号

建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項第二号、第二十四条の七第一項及び第二十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三千万円」を「四千万円」に改め、同条ただし書中「四千五百万円」を「六千万円」に改める。

第七条の四中「三千万円」を「四千万円」に改め、同条ただし書中「四千五百万円」を「六千万円」に改める。

第二十七条第一項中「二千五百万円」を「三千五百万円」に、「五千万円」を「七千万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十三号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「附則第二十一条の三第一項」を「附則第二十一条の四第一項」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表第十六条第一号の項の次に次のように加える。

第十七条第二項	第三十級
第十七条第五項第一号	九万八千円

第三十一級	
八万八千円	

附　則

この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○総務省告示第百六十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の固定資産税から適用する。ただし、この告示による改正後の平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）第二号1（46）の6は、平成二十七年度分の固定資産税から適用する。

平成二十八年四月六日

総務大臣　山本　早苗

第一号1中

「（　31）	北越急行株式会社（上越線、ほくほく線及び信越線のうち新潟県内の区間のみを走行するものに限る。）	」を	「（　31）	北越急行株式会社	新潟県知事	」に、
「（　35）	のと鉄道株式会社	同	」を	「（　35）	のと鉄道株式会社	同	」に
「（　35）の2	ＩＲいしかわ鉄道株式会社（ＩＲいしかわ鉄道線のうち石川県内の区間のみを走行するものに限る。）	同	」を	「（　35）の2	ＩＲいしかわ鉄道株式会社	同	」に

改める。

第一号2中

「（　2）	株式会社白馬さのさか	同	」を
「（　2）	東和観光株式会社（白馬さのさかスキー場に係るものに限る。）	同	」に

改める。